石狩市の財政 2026

（令和７年度決算）



道の駅　石狩「あいろーど厚田」

目次

１　石狩市の会計区分って？……1
２　令和７年度の収入（歳入）は？……2
３　令和７年度の支出（歳出）は？……8
４　借金（市債）はどうなっているの？……12
５　貯金（基金）はあるの？……15
６　財政の健全度は？……17
７　財政を家計に例えると？……21
８　これからの取組は？……22

北海道石狩市
Hokkaido Ishikari City

１　石狩市の会計区分って？

市町村などの地方公共団体の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の２つに区分されます。

このうち、一般会計は、市の会計の中心となる会計で、福祉や教育など行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行うときに、特定の収入を特定の支出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置するものです。なお、特別会計の設置については、法令に義務付けられているものを除き、すべて条例によらなければならないとされています。

地方公共団体	(1)一般会計	(A)普通会計 ・一般会計
	(2)特別会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・国民健康保険診療所特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計	(B)公営事業会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・国民健康保険診療所特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計
	うち公営企業会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計	・水道事業会計 ・下水道事業会計

本市では、上記の（２）のように「国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業等別会計、水道事業会計、下水道事業会計」の７の特別会計を設置しています。

特別会計の中には、公営企業会計と呼ばれるものがあります。これは、事業にかかる経費を主に使用料等の収入でまかなって住民サービスを提供するための特別会計です。

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のことで、地方公営企業法が適用される「法適用企業」とそれ以外の「法非適用企業」とに分けられます。

法適用企業では、民間企業と同様に、貸借対照表などの財務諸表を用いた企業会計方式で経理が行われます。法非適用企業では、一般会計同様に、官庁会計方式で経理が行われます。

【特別会計の区分】

●法令に義務付けられているもの
- 国民健康保険事業特別会計
- 国民健康保険診療所特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 介護保険事業特別会計
- 介護サービス事業特別会計

●市の条例で設置しているもの
- 水道事業会計
- 下水道事業会計

【公営企業会計の区分】

●法適用企業
- 水道事業会計
- 下水道事業会計

一般会計と特別会計の区別は、収入の性質の違いによりますが、経理の区分けは、個々の地方公共団体ごとに異なります。そこで、全国的な統計や団体間の財政比較を行えるように、全国で統一的に用いるものとして、普通会計・公営事業会計という会計区分があります。

普通会計は、「一般会計」と「公営事業会計に属さない特別会計」からなっており、教育・社会福祉、土木、消防など自治体の行政運営の基本的な経費が計上されます。

公営事業会計は、地方財政法などの規定により、特別会計を設けてその経理を行う必要のある会計で、公営企業（水道や下水道など）や国民健康保険などに関係する会計です。

２　令和７年度の収入（歳入）は？

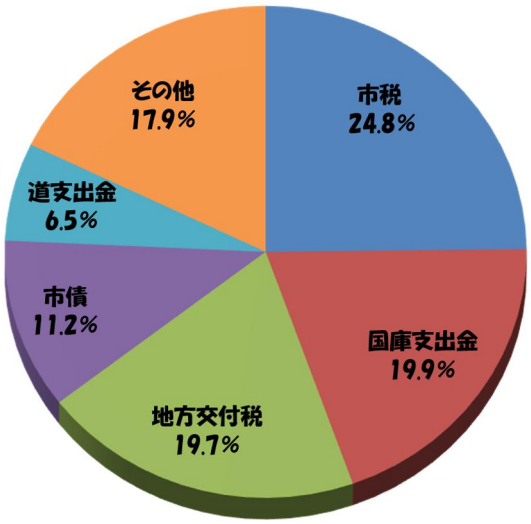
市民のみなさんの生活を向上させるためにさまざまな仕事（事業）を行っていますが、それを行うためには、財源が必要となります。財源には市民税や固定資産税などの市税、自治体の財政力に応じて交付される地方交付税、国や道からの補助金、借入金である市債などがあり、令和７年度一般会計の決算額と各科目の割合は次のとおりです。

（単位：千円・％）

歳入科目	決算額	前年比	歳入科目	決算額	前年比
市税	10,450,978	5.4	交通安全対策特別交付金	8,317	▲ 1.7
地方譲与税	318,693	1.7	分担金及び負担金	57,491	▲ 70.0
利子割交付金	11,676	326.6	使用料及び手数料	459,797	11.3
配当割交付金	26,744	2.2	国庫支出金	8,397,991	15.5
株式等譲渡所得割交付金	46,931	15.9	道支出金	2,714,918	7.1
ゴルフ場利用税交付金	45,852	▲ 3.1	財産収入	48,330	34.7
地方消費税交付金	1,728,959	8.0	寄附金	1,212,923	23.4
法人事業税交付金	149,478	3.7	繰入金	1,486,233	▲ 23.6
環境性能割交付金	34,451	7.5	繰越金	1,062,864	▲ 2.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,780	▲ 0.2	諸収入	693,931	4.5
地方特例交付金等	106,447	▲ 70.1	市債	4,718,600	61.8
地方交付税	8,313,891	5.8	合計	42,099,275	9.7

歳入の科目別割合

歳入合計：421 億円



【教えて！さけ太郎】

Q：令和７年度の歳入科目を、国、北海道、市民からの収入に分類すると、どうなるの？

A：大まかに分類すると、次のとおりになります。なお、繰入金、繰越金、市債については、お金のやりくりのための収入であることから、「その他の収入」として分類しています。

１　**主に市民からの収入**：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入

２　**国からの収入**：地方譲与税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金

３　**北海道からの収入**：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金、道支出金

４　**その他の収入**：繰入金、繰越金、市債、寄附金（ふるさと応援寄付金を含む）



【用語解説：令和７年度における市の歳入科目】

・一年の収入を歳入といい、その性質によって科目別に分けられます。各科目の内容は次のとおりです。

歳入科目名	内　　容
１　市税	所得税など国が課税する国税に対し、市の課税権により主に市民の皆さんから市に納めていただく税です。本市には市民税、固定資産税、軽自動車税（環境性能割・種別割）、市たばこ税、都市計画税、入湯税などがあります。
２　地方譲与税	徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収され、その後、一定の基準により道や市町村に譲与される税です。本市には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税があり、人口規模や市町村道の面積・延長、外国貿易船のトン数などを基準として配分し譲与されます。
３　利子割交付金	金融機関等から受け取る預金等の利子は、金融機関等を通じて道民税利子割として課税されています。この税収のうち、５９．４％がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
４　配当割交付金	企業などから支払いを受ける株式等の配当金について課税される道民税配当割のうち、５９．４％がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
５　株式等譲渡所得割交付金	株式の譲渡益などについて課税される道民税株式等譲渡所得割のうち、５９．４％がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
６　法人事業税交付金	法人事業税は、法人が営む事業に対して課せられる税金で、道が収納した法人事業税の７．７％が従業者数を基準に市町村に交付されます。
７　地方消費税交付金	私たちが買物をしたとき、お店に１０％（※軽減税率を除く）の消費税を納めますが、このうち国の消費税率は７．８％で、残りの２．２％が地方消費税として道の収入となります。この税収のうち５０％が国勢調査の人口と事業所統計の従業者数を基準に市町村に交付されます。
８　ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、道が収納したゴルフ場利用税の７０％が、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。
９　環境性能割交付金	環境性能割は、自動車の取得に対して課される税金で、この税収のうち、４０．８５％が市道の面積や延長を基準に市町村に交付されます。
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金	自衛隊が使用する演習場等が所在する市町村に対して国から交付されます。
11　地方特例交付金	国から地方への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を住民税から控除することになったことに伴い生じる減収を補てんするため、当分の間の措置として、国から交付されるものです（減収補てん特例交付金）。
12　★**地方交付税**	市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金です。所得税及び法人税の３３．１％、酒税の５０％、消費税の１９．５％、地方法人税の全額が原資となっています。
13　交通安全対策特別交付金	市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費に充てるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。
14　分担金及び負担金	分担金は、市が一部又は特定の者に対し、特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金です（例：土地改良事業分担金）。一方、負担金も一定の事務事業について、特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付です（例：保育料負担金）。
15　使用料及び手数料	使用料は、市が所有し、または管理している施設を利用する時に、市に納付されるお金です。納付された使用料は、その施設を維持、管理するための経費の財源となります。手数料は、市が特定の人のために行う行政サービスの対価として市に納付されるお金です。納付された手数料は、その行政サービスを行うための経費の財源となります。
16　国庫支出金	市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として国から使途を特定されて交付される収入です。
17　道支出金	市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として道から使途を特定されて交付される収入です。
18　財産収入	市が所有する財産等を貸し付けることによって生じる財産貸付収入や基金の運用利息等の財産運用収入と、市の財産を譲渡することなどにより生じる財産売払収入とがあります。

【用語解説：令和７年度における市の歳入科目】（続き）

歳入科目名	内　　容
19　寄附金	市に対する金銭の無償譲渡で、使途を特定しない一般寄附金と使途を特定した指定寄附金とがあります。また、平成２０年度から生まれ故郷や応援したい地方公共団体に寄附する「ふるさと納税」制度開始により、「ふるさと応援寄附金」が創設されました。
20　繰入金	各種基金を取り崩して一般会計に繰り入れられるお金です。
21　繰越金	前年度の決算で生じた余剰金を、翌年度の歳入に編入するときの収入です。
22　諸収入	他のどの歳入科目にも含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、預金利子、雑入などがあります。
23　市債	市が社会資本の整備等を行うために必要な財源を調達するための債務（借金）です。また、国や地方公共団体の財源不足を補てんするために地方債を発行することもあります。

【教えて！さけ子】

Q：★地方交付税って？

A：地方公共団体が平均的な仕事をするために必要な財源を保障する制度が地方交付税です。仕事をするうえで、十分な税金を独自で集めることのできる自治体と、そうでない自治体があります。そこで、全国で集めた税金（国税）の一部を収入の少ない団体に交付し、財政を補っています（財政調整機能）。また、現在の自治体の仕事は、国の方針、基準により義務付けされたものも多くあり、その財源を国が保障しています（財源保障機能）。地方交付税の大半（94%）が普通交付税で、残りの6%が特別交付税です。特別交付税は災害など、その年の特別な事業に対して交付されます。



【用語解説：歳入の分類】

●自主財源と依存財源

市に入ってくるお金の調達方法に着目した分類で、市が自主的に収入できる財源が自主財源、国または道の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源が依存財源です。自主財源の割合が高いほど、市が自主的に財政活動を行うことができます。

（ア）自主財源：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

（イ）依存財源：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、道支出金、市債がこれに該当します。

●一般財源と特定財源

市に入ってくるお金の使途が特定されているかどうかに着目した分類で、財源の使途が特定されないものが一般財源、財源の使途が特定されているものが特定財源です。一般財源の割合が高いほど、弾力的な財政運営を行うことができます。

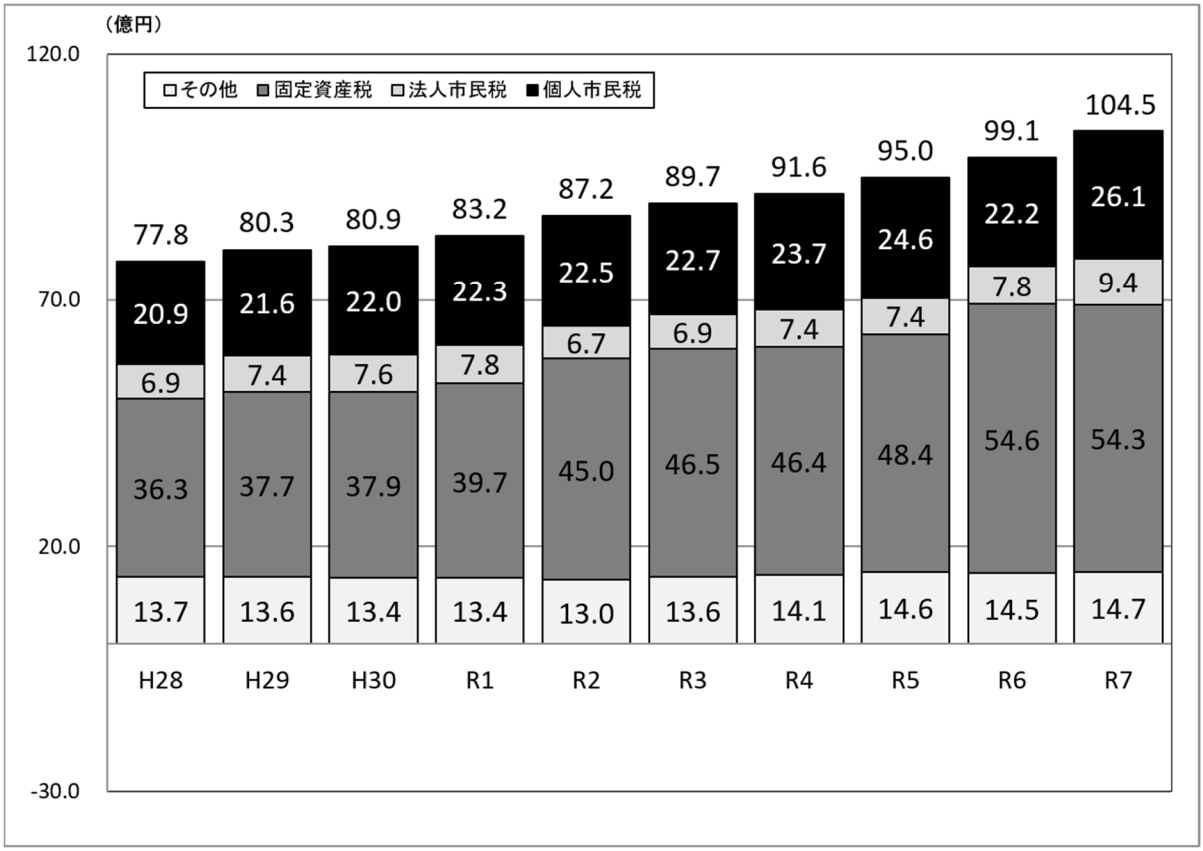
（ア）一般財源：市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金、繰越金がこれに該当します。

（イ）特定財源：分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、繰入金、諸収入、市債がこれに該当します。

※使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債等については、その収納した目的、性格等によって一般財源にも特定財源にもなり得ます。

【市税の状況】

令和７年度の市税収入は１０４億５，０９８万円で、前年度と比べて約５億３，６７８万円の増となりました。令和６年度に行われた定額減税の復元により個人市民税が回復したほか、法人市民税などの増加により市税全体では増収となりましたが、今後の税収については、少子高齢化に伴う人口減少や景気動向等の影響を踏まえると、引き続き安定的な自主財源の確保に努めなければなりません。



３　令和７年度の支出（歳出）は？

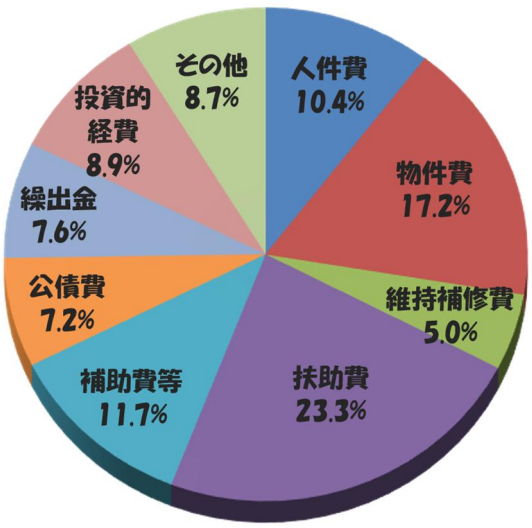
本市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかを知るために、歳出を行政目的別に分類したものが目的別経費（下の左側の表）です。また財政構造をより分かりやすくするために、扶助費や公債費など歳出を性質別に分類したものが性質別経費（下の右側の表）です。性質別経費の科目別割合は次のとおりです。

●目的別経費　（単位：千円・％）

歳出科目	決算額	前年比
議会費	165,442	▲ 1.0
総務費	6,238,078	83.5
民生費	14,145,275	1.6
衛生費	3,549,840	▲ 13.0
労働費	22,117	20.3
農林水産業費	527,890	9.5
商工費	335,385	▲ 3.0
土木費	4,193,132	1.2
消防費	1,503,350	15.7
教育費	3,844,703	33.4
災害復旧費	0	－
公債費	2,959,884	1.1
職員費	3,815,400	4.2
合計	41,300,496	10.6

●性質別経費　（単位：千円・％）

歳出科目		決算額	前年比
人件費		4,306,740	5.6
物件費		7,092,951	11.7
維持補修費		2,069,141	▲ 7.1
扶助費		9,610,050	2.1
補助費等	一部事務組合に対するもの	1,675,597	16.2
	その他	3,161,476	15.1
	小計	4,837,073	15.5
公債費	元利償還金	2,953,112	0.9
	一時借入金利子	6,772	333.0
	小計	2,959,884	1.1
積立金		1,796,314	61.1
投資及び出資金・貸付金		1,813,869	265.7
繰出金		3,137,540	4.2
投資的経費（普通建設事業費）		3,676,934	4.3
投資的経費（災害復旧事業費）		0	－
合計		41,300,496	10.6



歳出合計：413億円

【用語解説：令和７年度における市の歳出科目】

●目的別経費

市の経費を、行政目的によって分類したものです。目的別経費では、行政分野ごとの大まかな予算の比重を知ることができます。また、議会で予算を審議する場合にもこの分類が使われます。

歳出科目名	内　　容
1　議会費	議会の活動にかかる経費です。議員の報酬や手当、議会や委員会の運営経費などがあります。
2　総務費	市役所の管理・運営、情報化推進、統計調査、まちづくり、財政運営、国際交流、広報広聴、戸籍関係事務、税の賦課・徴収、選挙などにかかる経費です。
3　民生費	高齢者や障がい者福祉、児童福祉、医療給付や生活保護など、安定した社会生活をするためにかかる経費です。
4　衛生費	病気予防のための各種検診、予防接種、ごみ処理、環境対策など、健康で衛生的な生活環境を保持するためにかかる経費です。
5　労働費	失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。
6　農林水産業費	農業、林業、水産業など、第一次産業の振興にかかる経費です。
7　商工費	商工業の振興、企業誘致、観光の振興にかかる経費です。
8　土木費	道路や公園の整備、除排雪、港湾整備、都市計画、公営住宅などにかかる経費で、公共下水道事業会計への負担金等も含まれています。
9　消防費	防火・消火活動、救急・防災活動、消防車両の整備などのための経費です。なお、石狩市の場合は、近隣の自治体と一部事務組合を設立し、共同で事務処理を行っています。消防費の大部分は、この負担金が占めています。
10　教育費	義務教育にかかる経費や学校、公民館、図書館、スポーツ施設の建設・管理・運営、生涯学習の推進、文化財の保護などにかかる経費です。
11　災害復旧費	大雨による土砂災害など、災害による被害を復旧するためにかかる経費です。
12　公債費	市が借入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。
13　職員費	市職員の給与などの経費です。

●性質別経費

市の経費を、経済的性質を基準に分類したものです。性質別に分類すると、財政構造上の課題等を見出すことができるので、市の財政の体質を改善するのに役立ちます。

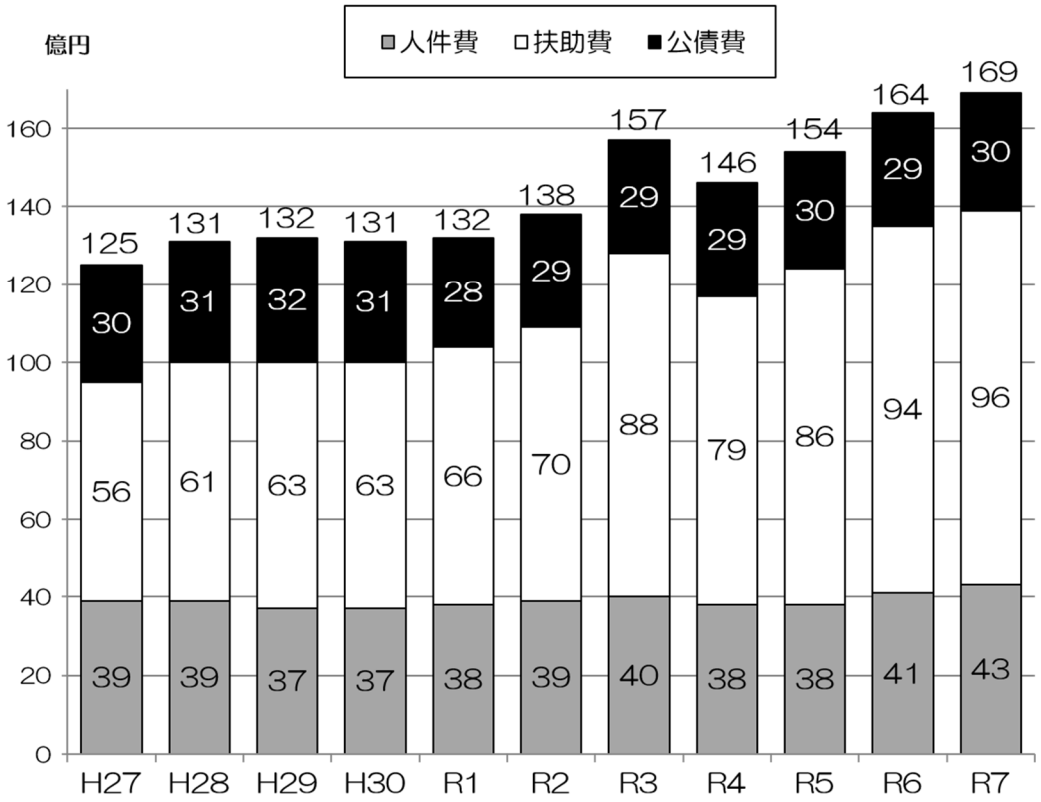
歳出科目名	内　　容
1　人件費	職員給、議員報酬、各種委員報酬、共済組合等への負担金など、常勤職員や非常勤の特別職の勤労の対価として支払われる一切の経費です。ただし、道路や公園の整備など普通建設事業に携わる職員の人件費については、普通建設事業費に区分されます。
2　物件費	旅費、交際費、需用費（消耗品費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料など、資産として残らない消費的な経費の総称です。
3　維持補修費	市が管理する公共施設の効用を保全するための経費です。建物の大規模改修等は普通建設事業費に、備品等の修繕費は物件費に区分されます。なお、道路の除排雪経費もここに分類されます。
4　扶助費	市が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費で、生活保護費、児童手当、医療費助成、就学援助などがあります。
5　補助費等	補助費等に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様です。主な経費としては、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、団体に対する負担金や補助金等があります。なお、本市は、消防、港湾管理など、他自治体と共同して事務処理を行うための一部事務組合を数多く設立しているのが特徴で、令和７年度決算におけるこれら組合に対する負担金割合は、補助費等全体の３５％程度を占めています。
6　公債費	市が借入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。
7　積立金	収支不足の際にその穴埋めをするための基金や特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費です。

●性質別経費（続き）

歳出科目名	内　　容
8　投資及び出資金・貸付金	投資及び出資金とは、公益上の必要性から、共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や、財団法人への出捐金として支出する場合の経費です。また、貸付金とは、特定の政策目的のために貸付けられる経費です。
9　繰出金	会計間で、他の会計に支出される経費です。本市では一般会計から特別会計に支出される経費のことです。
10　投資的経費	その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等が将来に残るものに対して支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費があります。 ※普通建設事業費：道路の改良、公園の新設、小中学校や図書館などの建設事業にかかる経費。

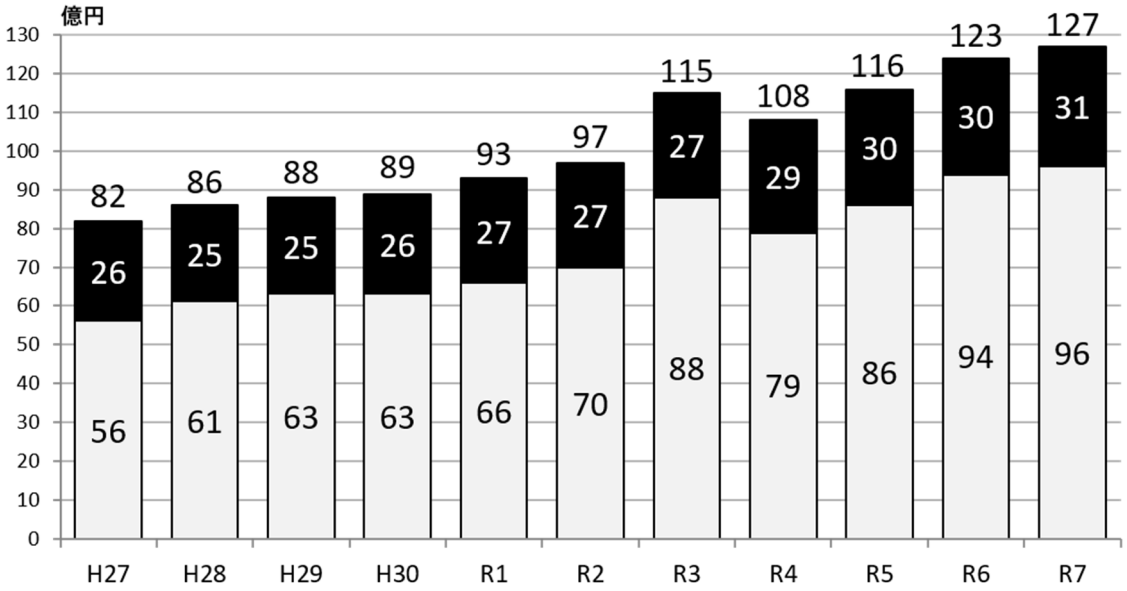
【義務的経費の状況】

義務的経費とは、法令あるいはその性質的に支出が義務づけられている「人件費、扶助費（生活保護費、医療費助成など）、公債費」の合計をいい、その歳出総額に占める割合が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。



人件費は、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図ってきたことから、これまでは横ばい傾向が続いていましたが、定年延長など制度改正に伴い増加傾向に転じています。また、公債費に関しては、石狩市財政運営指針（第１期：H２９～R３、第２期：R4～R８）に基づき、市債発行の抑制に努めてきた結果、近年は横ばい傾向で推移していますが、物価、労務単価の上昇に伴う建設費の増嵩により、市債発行額も増加していく見込みです。加えて、扶助費に特別会計（国民健康保険事業・後期高齢者医療・介護保険事業等）への繰出金を加えた社会保障費は年々増加傾向にあります。障がい者自立支援事業費等や児童手当支給事業費の増加により、総額では約 5 億円の増となっています。

社会保障費の推移



財政運営指針の詳しい内容は、市ＨＰでご覧いただけます。
（http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zaisei/31548.html）

【教えて！さけ子】



Q：物価高騰対策として、石狩市では令和７年度にどのような事業を行ったの？

A：

令和７年度は、原材料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、食料品などの価格上昇が続くなど、依然として物価高騰の影響が市民生活や社会経済活動に及んだ１年でした。

石狩市では市民の暮らしの安定と地域経済の下支えを目的に、様々な支援施策を展開してきました。ここでは、その一部として代表的な取り組みをご紹介します。

【主な実施事業】

- 暮らしの負担の緩和：市内の全利用者の水道料の基本料金を無償化（４か月分）
- 地域経済の下支え：プレミアム付商品券の発行、住宅リフォーム等への補助金支給
- 市内業者等の支援：運送業及びバス・タクシー事業者のほか、市内の社会福祉施設、保育施設等へ支援金の交付

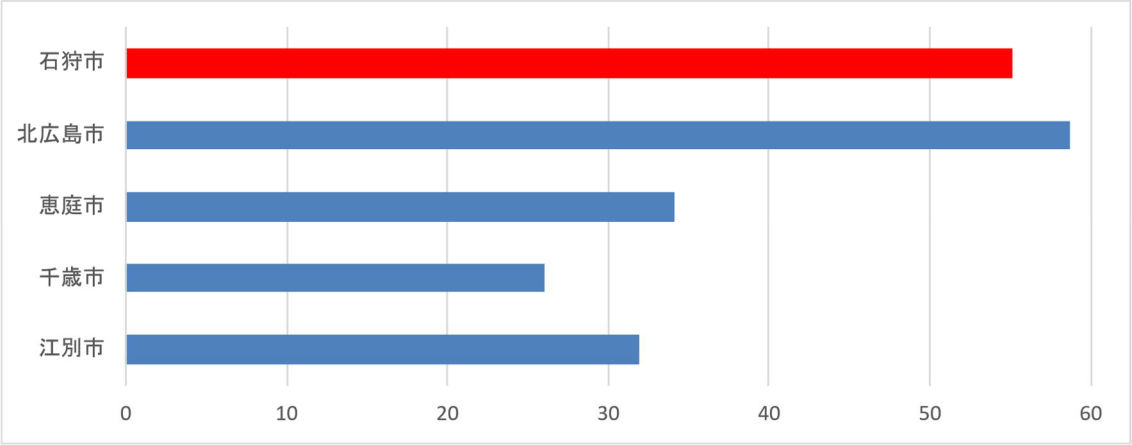
４　借金（市債）はどうなっているの？

普通会計の令和７年度末の市債残高は約 312 億円となっており、市民１人当たりにすると約 55 万円の借金となり、依然として高い水準にあります。今後も、将来世代に過度な負担をかけないよう、必要最小限の市債の発行に努めなければなりません。

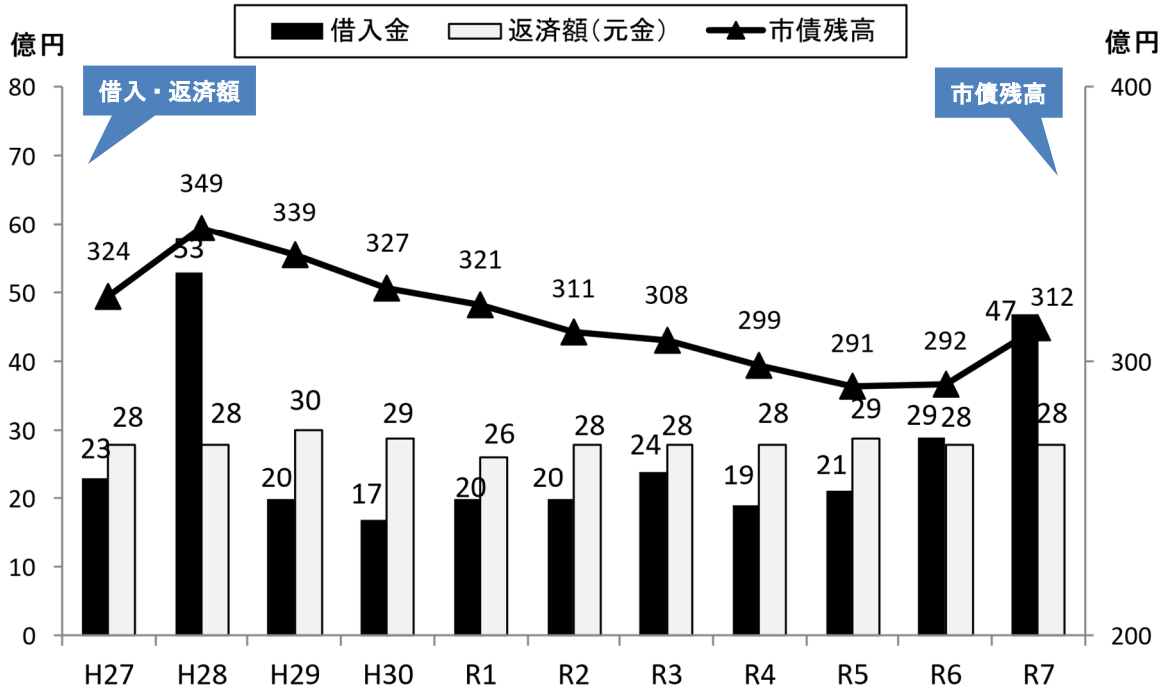
【石狩管内５市との比較】

（万円）

	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市
市民１人あたりの市債残高（令和7年度）	32	26	34	59	55



市債推移



【実質的に市が抱えている債務の残高】

令和７年度末の市債残高約３１２億円（市民１人当たり約５５万円）というのは、あくまでも市の普通会計のみの額です。これに下水道事業など他の会計の公債残高に対する普通会計の**将来負担額**と、公債費に準ずる**債務負担行為**を加えると約３７７億円になります。また、市が加入している一部事務組合の公債残高に対する普通会計の将来負担額は約１３億円となっています。

実際に石狩市が抱えているこれらの債務（将来負担）額は約３９０億円、市民１人当たりでは約６９万円となります（次頁を参照）。

【債務残高及び特別会計・一部事務組合等にする将来負担額】

（単位：千円）

区分	内訳	年度末残高	うち石狩市債務残高	うち将来負担額
石狩市	一般会計	31,167,957	31,167,957	31,167,957
	国民健康保険診療所特別会計	14,649	14,649	14,649
	介護サービス事業特別会計	48,760	48,760	48,760
	水道事業会計	5,528,276	5,528,276	2,509,837
	下水道事業会計	6,744,826	6,744,826	3,918,743
	小計＝①	43,504,468	43,504,468	37,659,946
	債務負担行為に係るもの＝②	7,886,178	7,886,178	789
	計＝③	**51,390,646**	**51,390,646**	**37,660,735**
一部事務組合	石狩北部地区消防事務組合	1,051,069	570,381	570,381
	石狩湾新港管理組合	10,232,536	1,705,421	729,215
	石狩西部広域水道企業団	18,152,190	3,775,655	0
	計＝④	**29,435,795**	**6,051,457**	**1,299,596**
計	③＋④	**80,826,441**	**57,442,103**	**※38,960,331**

※将来負担額：市民１人当たりでは約69万円

【教えて！さけ太郎】



Q：将来負担額？　債務負担行為？

A：

●特別会計・一部事務組合の債務残高のうち石狩市の将来負担額について

従来は、特別会計については債務残高、一部事務組合の債務残高については負担金の負担割合等から持ち分を算定し、その額を市の債務残高として記載していました。しかし、平成１９年度決算より財政健全化法の指標の１つである将来負担比率を算定する際に、特別会計及び一部事務組合への負担金のうち、公債費として使用される額（将来負担額）を算出することになったことから、本表においてもその方式を基に算出しています。

・特別会計…繰出金のうち公債費として使われる額(準元利償還金)を算出し、そこから準元金償還額（普通会計負担額）割合を算出する。

・消防事務組合…実額負担による（構成市町村別に借入分をそれぞれで負担）

・新港管理組合…３母体（北海道・小樽市・石狩市）で同様の算定方法により計上

①一般会計分：組合の一般会計歳入総額に占める市（道）負担金の割合

②港湾整備事業会計分：一般会計からの繰入金のうち元利償還金相当分×①の割合／元利償還金総額

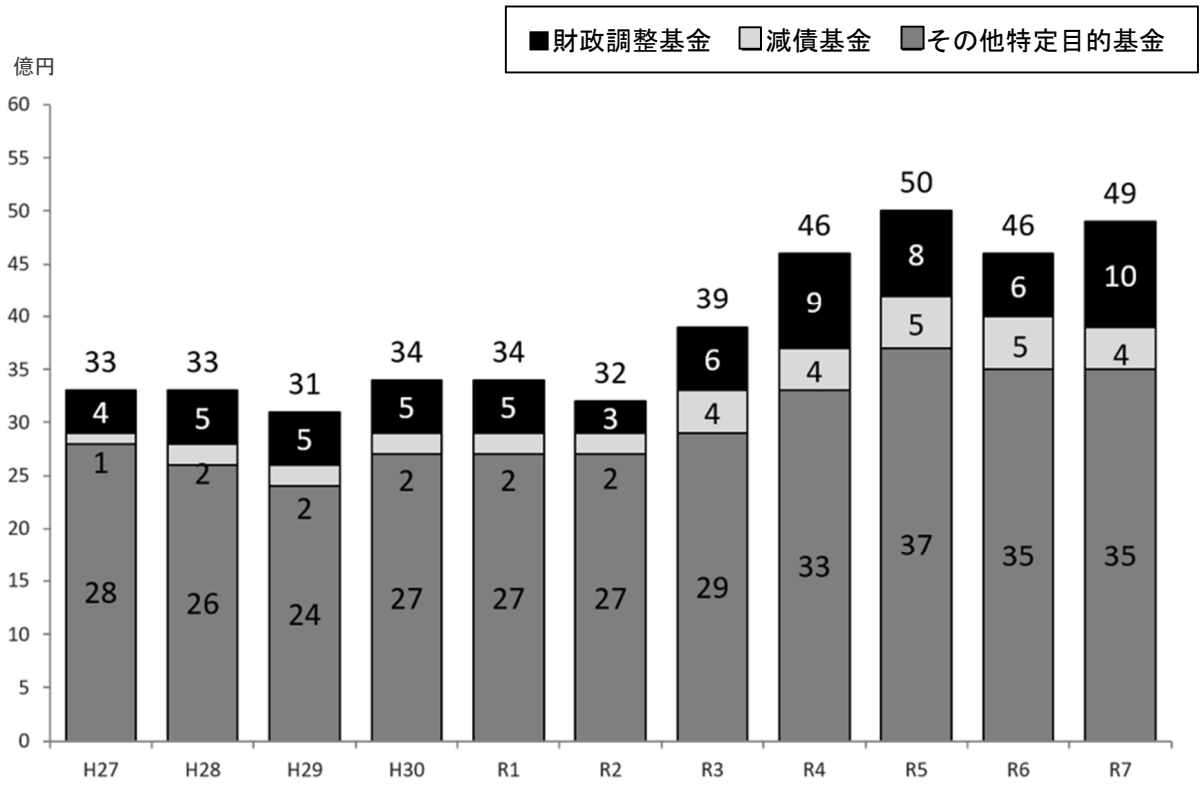
・西部水道企業団…企業債の償還に対する負担はない（水道料金で賄うため）

●債務負担行為：地方公共団体が物件を購入したり、施設の管理委託をしたりする場合、契約は当該年度に行いますが、その支払いなどの債務が将来にわたって発生する場合、議会の承認を得て複数年度の歳出を見込む行為をいいます。なお、ひとくちに債務負担行為といっても、施設の委託料を複数年度契約するものも含みますので、前ページの表ではこのうち公債費に準ずる債務負担行為に係るものを載せています。

５　貯金（基金）はあるの？

基金とは市の貯金のことであり、その種類には財政調整基金、減債基金、特定目的のための基金があります。災害等の緊急時において財源不足が生じる場合に活用するための財政調整基金は、昨年度より約４億円増加し、令和７年度末の現在高は約 10 億円となっています。突発的な自然災害等に対する緊急的な財政出動に対応するため、財政基盤の強化を図る必要があることから、今後も計画的な基金の充実に努めなければなりません。

基金残高（普通会計）の推移



【教えて！さけ子】

Q：基金にはどんな種類があるの？

A：

●財政調整基金：災害の発生等による不時の支出の増加や経済不況による予期せぬ収入減により財政運営が困難にならないよう、一定のルールに基づき積立てを行うこととされている基金です。

●減債基金：公債費の償還が毎年度の財政運営に影響を与えないよう計画的に償還するために積立てることとされている基金です。

●特定目的のための基金：特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積立てたもので、使途が限定されている基金です。市が条例で設置しています。
（例：まちづくり基金）



６　財政の健全度は？

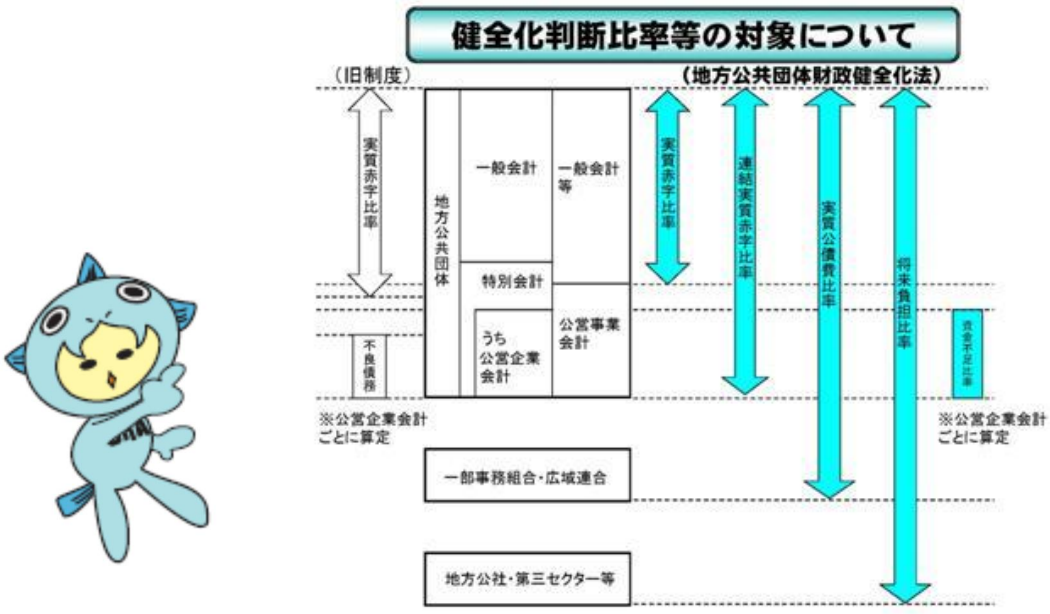
地方自治体の財政運営の健全度を表す指標として、いくつかの指標がありますが、ここでは、次の６つの指標についてご説明します。

（１）財政健全化指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）

平成１９年度決算から、「地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下、財政健全化法）」に基づき、新たな４つの指標を算定し、その数値を公表することになりました。

４指標については、各市の**標準財政規模**★に応じて「早期健全化基準（イエローカード）」「財政再生基準（レッドカード）」の率が定められており、この基準を超えてしまうと、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなど国や北海道からの関与が大きくなり、市の独自性が大きく制限されることになります。

令和７年度決算においては、前年度に引き続き早期健全化基準をクリアしましたが、今後も比率の改善に向けて健全な財政運営に努めなければなりません。なお、各指標の対象範囲については次の表のとおりです。



出典：総務省ＨＰ
（http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index2.html）

【教えて！さけ太郎】

Ｑ：標準財政規模★って？

Ａ：地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる一般財源（市税、普通交付税、地方譲与税等の合計額）の規模を**標準財政規模**といいます（令和７年度は約１９２億円）。この額は、標準的な行政活動に必要とされる一般財源の総量を示すため、主に財政分析や財政運営の指標算出に用いられます。

●実質赤字比率 … 該当なし（決算が黒字のため）

【早期健全化基準…12.56％以上】【財政再生基準…20.00％以上】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋（支払繰延額＋事業繰越額）

実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計（本市では一般会計が該当）の赤字額の割合を示すものです。令和７年度決算では、本市は黒字決算であったため、本比率の該当はありませんでした。

●連結実質赤字比率 … 該当なし（連結決算が黒字のため）

【早期健全化基準…17.56％以上】【財政再生基準…30.00％以上】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計と連結対象特別会計の赤字額の割合を示すものです。令和７年度決算では、いずれの会計も黒字決算であったため、本比率の該当はありませんでした。

（単位：千円）

会計区分		歳入額（資産）	歳出額（負債）	実質収支額（資金不足・剰余額）
普通会計	一般会計	42,099,275	41,300,496	※620,441
	小計	42,099,275	41,300,496	620,441
公営企業会計	水道事業会計	2,021,490	502,384	1,519,106
	下水道事業会計	797,297	291,292	506,005
	小計	2,818,787	793,676	2,025,111
公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	5,884,712	5,801,623	83,089
	国民健康保険診療所特別会計	165,239	160,132	5,107
	後期高齢者医療特別会計	1,235,225	1,222,109	13,116
	介護保険事業特別会計	5,844,615	5,659,005	185,610
	介護サービス事業特別会計	281,370	265,550	15,820
	小計	13,411,161	13,108,419	302,742
合計		58,329,223	55,202,591	2,948,294

※一般会計翌年度繰越分 178,338 千円を控除したもの

●実質公債費比率 … ６．５％　道内３５市中９位

※令和６年度：６．５％（道内３５市中８位）

【起債許可団体移行…18.0%以上】

【早期健全化基準…25.0%以上】

【財政再生基準…35.0%以上】

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）－（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源に占める公債費の割合で、普通会計のほかに、特別会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為の中で元利償還金に準ずる要素を加えて計算します。

つまり、この指標からは、標準財政規模から交付税措置分を控除した一般財源のうち、最終的な使途が公債費であるものの割合がわかります。

この比率が１８％以上になると、市債の発行の際に都道府県知事の許可が必要となります。

●将来負担比率 … ４７．０％　道内３５市中２２位

※令和６年度：４６．６％（道内３５市中 23 位）

【早期健全化基準…350.0%以上】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 －（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・ 将来負担額：イからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

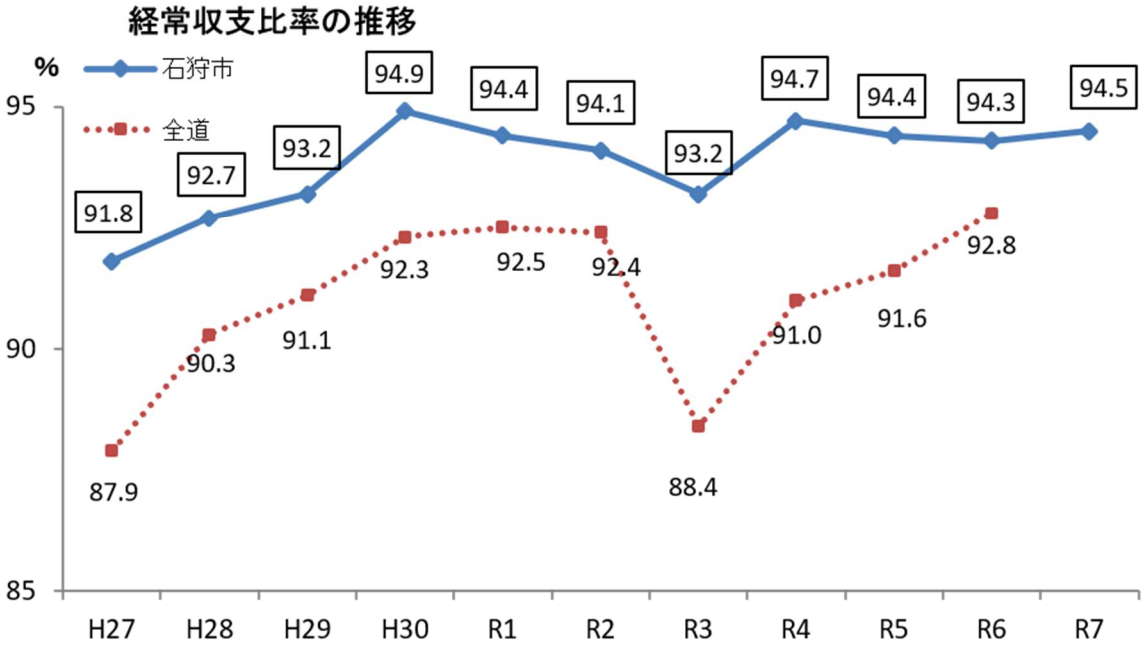
実質公債費比率が単年度の公債費の割合であるのに対し、将来負担比率は将来の公債費予定額の標準財政規模に対する割合を示しています。また、一部事務組合に対する負担額を含めて算出することから、本指標からは今後市の一般財源で賄わなければならない総体的な公債費の状況を把握することができます。（P13 を参照）

（２）経常収支比率 … ９４．５%　　道内３５市中２１位

※令和６年度：９４．３%（道内 35 市中 18 位）

自治体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標を経常収支比率といいます。経常収支比率は、市税や地方交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源（使い道の決められていない財源）が、人件費や公債費など経常的に支出される経費にどの程度充てられているかを示す指標です。

下表は、全道の平均値と石狩市の実績値との推移を表したものです。令和７年度は市税収入等の増により経常一般財源総額が増加した一方、人件費や物件費等の増により前年度比＋０．２%の９４．５%となりました。



※全道平均の R7 数値は、R8 年 11 月現在未公表

（３）財政力指数 … ０．５６２　　道内３５市中８位

※令和６年度：０．５５４（道内３５市中８位）

基準財政需要額（自治体が十分な行政サービスを提供するのに必要とされる標準的な財源の額）に対して、基準財政収入額（自治体が確保できる標準的な税収入の額）が占める比率を財政力指数といいます。この指数が１.０未満の自治体は、必要な税収を確保できない状態であり、十分な行政サービスを行えないことから、足りない税収分を補うために普通交付税が交付されます。

７　財政を家計に例えると？

令和７度の一般会計決算額（歳入４２０億９，９００万円、歳出４１３億円）を、令和７年度の平均給与４８７万円（令和７年度民間給与実態統計調査より）に換算すると、次のようになります。

１カ月の家計簿

＜収入＞		＜支出＞	
給与 うち基本給（市税などの自主財源） うち諸手当（国・道支出金、地方交付税など）	33 万 5, 000 円 12 万 5, 000 円 21 万円	食費（人件費）	4 万 2, 000 円
		教育費・医療費（扶助費）	9 万 3, 000 円
		ローン返済（公債費）	2 万 9, 000 円
		光熱水費（物件費）	6 万 8, 000 円
銀行からの借入れ（市債など）	4 万 5, 000 円	家の修繕費（維持補修費）	2 万円
		クラブ活動費、交際費など（補助費等）	4 万 7, 000 円
		家族への仕送り（繰出金）	3 万円
貯金の取崩し（繰入金）	1 万 4, 000 円	電化製品の購入（建設事業費）	3 万 5, 000 円
前月の繰越し（繰越金）	1 万円	貯金（積立金）	1 万 7, 000 円
		株式投資（投資及び出資金）	1 万 7, 000 円
計	40 万 4, 000 円	計	39 万 8, 000 円

※（　　）の中の科目について詳しくは、４・５ページ（歳入）及び９・１０ページ（歳出）の用語解説をご参照ください。

８　これからの取組は？

本市は、地方交付税などの依存財源が歳入の多くを占めていることから、国の財政運営や制度改正の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。また、人口減少や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、防災・災害対応、物価高騰への対応など、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しく、先行きが不透明な状況が続いています。

こうした状況の中、持続可能で安定的な財政運営を維持していくためには、社会経済情勢の変化や新たな行政需要を的確に捉え、限られた財源をより効果的・効率的に活用するとともに、将来を見据えた計画的な財政運営を進めていく必要があります。

本市では、安定的な財政運営を維持できる財政構造の確立に向け、財政運営の基本的な考え方などを示した「石狩市財政運営指針」を策定しており、今後もこの指針に基づき、限られた財源の効率的な運用を図りながら、単年度財政収支の黒字化と財政基盤の強化に努めます。

おわりに

最後までお読みいただき、ありがとうございます。

本市の財政状況は依然厳しい状況が続いていますが、このような中、限られた資源で効率的で実効性の高い施策を行うためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

このような資料を通して、難しいイメージで敬遠されがちな「財政」というものを、市民の皆様がいくらか実感を持って考えていただく機会になれば大変幸いです。

これからも、皆様に分かりやすい財政状況の公表に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和８年１１月発行：石狩市財政部財政課財政担当
〒０６１－３２９２　石狩市花川北６条１丁目３０番地２
ＴＥＬ：０１３３－７２－３１５４
ＦＡＸ：０１３３－７２－３５４０
E-mail：zaisei@city.ishikari.hokkaido.jp